

さいたま市議会告示第1号

さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市議会議長 伊藤 仕

さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する告示

さいたま市議会議会局処務規程（平成20年さいたま市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（内部組織）</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p><u>総務課</u></p> <p><u>総務係</u></p> <p><u>秘書課</u></p> <p><u>秘書係</u></p> <p><u>広報係</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p>	<p style="text-align: center;">（内部組織）</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p><u>秘書総務課</u></p> <p><u>秘書係</u></p> <p><u>総務係</u></p> <p><u>広報係</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p><u>秘書総務課</u></p> <p><u>(1) 儀式及び交際に関すること。</u></p> <p><u>(2) 議長及び副議長の秘書に関すること。</u></p> <p><u>(3) 各種議長会に関すること。</u></p> <p><u>(4) 車両の管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) 公印に関すること。</u></p> <p><u>(6) 議員の議員報酬及び費用弁償に関すること。</u></p> <p><u>(7) 議員の身分及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(8) 市議会議員共済会に関すること。</u></p> <p><u>(9) 議員の資産等の公開に関すること。</u></p> <p><u>(10) 政務活動費に関すること。</u></p> <p><u>(11) 議員派遣に関すること。</u></p> <p><u>(12) 議場その他議会関係各室の管理に関すること。</u></p>

総務課

- (1) 議員の議員報酬及び費用弁償に関すること。
- (2) 議員の身分及び福利厚生に関すること。
- (3) 市議会議員共済会に関すること。
- (4) 議員の資産等の公開に関すること。
- (5) 政務活動費に関すること。
- (6) 議員派遣に関すること。
- (7) 公印に関すること。
- (8) 議場その他議会関係各室の管理に関すること。
- (9) 議会の個人情報保護に関すること。
- (10) 局内の組織、人事、研修、予算及び決算に関すること。
- (11) 局内の業務委託に係る業者選定及び入札事務に関すること。
- (12) 局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。
- (13) 局内の連絡調整に関すること。
- (14) 局内の危機管理に関すること。
- (15) 局内の他部及び部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

秘書課

- (1) 儀式及び交際に関すること。
- (2) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (3) 各種議長会に関すること。
- (4) 車両の管理に関すること。
- (5) 議会広報に関すること。

議事調査部

[略]

調査法制課

- (1)～(9) [略]

(10) [略]

2・3 [略]

(職員)

(13) 議会の個人情報保護に関すること。

(14) 議会広報に関すること。

(15) 局内の組織、人事、研修、予算及び決算に関すること。

(16) 局内の業務委託に係る業者選定及び入札事務に関すること。

(17) 局内の所掌事務に係る審査請求に係る審査庁に関すること。

(18) 局内の連絡調整に関すること。

(19) 局内の危機管理に関すること。

(20) 局内の他部の所管に属さない事項に関すること。

議事調査部

[略]

調査法制課

- (1)～(9) [略]

(10) 議会史に関すること。

(11) [略]

2・3 [略]

(職員)

<p>第5条 [略]</p> <p>2 局に理事を置くことができる。</p> <p>3 部に副理事、次長、参事を置くことができる。</p> <p>4 課に副参事、課長補佐、主幹、<u>総合調整幹、調整幹、専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第8条 局の処務に関する課長の専決事項のうち、共通専決事項については市専決規程別表第2の規定を準用し、個別専決事項については次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>総務課長専決事項</u></p> <p>[略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>2 局に理事又は<u>総合調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>3 部に副理事、次長、参事又は<u>調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>4 課に副参事、課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第8条 局の処務に関する課長の専決事項のうち、共通専決事項については市専決規程別表第2の規定を準用し、個別専決事項については次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>秘書総務課長専決事項</u></p> <p>[略]</p>
--	--

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(さいたま市議会公印規程の一部改正)

2 さいたま市議会公印規程（平成13年さいたま市議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公印の保管者)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 保管者は、<u>総務課長</u>の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(公印の保管者)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 保管者は、<u>秘書総務課長</u>の職にある者をもって充てる。</p>